

都労委闘争NEWS

第11号

08年3月25日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：企画部

〒 102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F

TEL : 03-3237-9995 FAX : 03-3237-4541

<http://www.tokyoseisou.or.jp> E-mail : honbu@tokyoseisou.or.jp

第4回中央委員会／事業交渉に関する 区長会提案の受け入れを判断

区長会「当局と東京清掃労組との間で統一交渉を行う」と方針転換

事業交渉の統一交渉を求めた都労委闘争、大きな節目

3月24日、わが組合の第4回中央委員会を開催し、3月14日に区長会から提案された「東京清掃労組との事業交渉について（案）」の受け入れの判断を求めた「事業交渉に関する区長会提案に対する判断と今後の取り組みについて（案）」が確認・決定されました。

区長会提案は「当局と東京清掃労組との間で統一交渉を行う。」というもので、これまでの区長会方針を180度方針転換させた画期的な内容です。具体的な統一交渉事項は一つで、多くの課題が今後の協議に委ねられることから、窓口とされた清掃主管課長会との間で議論を重ねながら整理をしていくことになります。

異例の長い闘いとなった都労委闘争は、区長会に大方針転換を決断させたことで大きく前進し、一定の結節点を迎えました。

区長会に方針転換を決断させる

昨秋の賃金確定闘争は、「9.0%の賃金水準の見直し」という厳しい内容での決着でした。既報の通り、厳しい内容ながらも事業執行に関する本件について、最終団交で「早期に適切な解決が図られるよう・・・、副区長会会长として十分に努力してまいりたいと考えております。」という回答を引き出し、任用制度の設置基準の見直しと併せて妥結を判断しました。

1月10日に開かれたわが組合の『団結旗開き』に来賓として出席した水島副区長会会长（豊島区）からは、挨拶の中で本件の決着に向けた決意が改めて示され、区長会側の姿勢が大きく変化していることが伺えるものでした。

都労委への救済申立を取り下げ

その後も公式・非公式に協議を続け、2月12日には都労委への救済命令の申立を取り下げました。取り下げの判断は、解決に向けたわが組合の姿勢を区長会に示すことによって、

区長会に最終的な決断を迫ると同時に、今後の話し合いにプラスに働くと判断したものです。

2006年3月3日に東京都労働委員会に不当労働行為の救済申立から丸2年が経過しました。都労委の取り扱い事件は、通常1年半を目安としていることからも、本件は1日のみの審問であったことからも異例と言える長期間の事件でした。

申立を取り下げることで、解決に向けたわが組合の強い姿勢を内外に示したものです。

3月14日、区長会からの提案を受ける

一昨年の10月以降、「協議・調整の場」で区長会側の窓口とされた清掃主管部長会との間で話し合いが行われてきました。部長会とわが組合との間では問題の捉え方が異なり、議論が噛み合わないまま時間ばかりが経過しました。わが組合は、これ以上部長会との話し合いを続けることは意味が無いと判断し、協議・調整が不調に終わったことを区長会に報告するよう申し入れました。

部長会との協議・調整が不調に終わったことを受け、2月の区長会で、今後は副区長会が窓口として協議・調整を行うことが下命され、最終的に3月14日の区長会総会で「東京清掃労組との事業交渉について（案）」が確認され、わが組合三役に副区長会会长から提案されました。

当局と東京清掃労組との間で統一交渉を行う

区長会提案は、これまでの「事業関係の統一交渉を東京清掃労組とは行わない」という方針を180度大転換させるものでした。

粘り強い取り組みの積み重ねで、重く堅く閉ざされた扉をようやく開かせたのです。

過去において区長会が労組との関係で方針転換をしたのは、「清掃調整額の取り扱い」に続いて今回が二度目となります。その意味でも、今回区長会に方針転換を決断させたこ

とは極めて大きな意味を持つものです。

具体的な統一交渉事項については、「不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取り扱いについて」のみとなっており、それ以外の統一交渉事項については、「当局と清掃労組との協議により、変更できるものとする。」とされていることから、今後の協議の窓口とされた清掃主管課長会との間で協議をし、整理されていくことになります。

闘いの結節点

東京清掃労働組合の長い歴史の中では様々な闘いがありました。区移管という大きな節目を経た後も、引き続き単一労働組合でいくことを方針として掲げ、現に実現してきました。使用者が23あるいは24に分かれようとも「自らの労働条件は、自らの闘いから切り拓く」ことを方針とし、賃金確定闘争も自らの闘いとして二度にわたって闘い抜いてきました。

事業関係統一交渉を堅持することは、わが組合にとって生命線と位置付けられる重要なものです。事業関係の統一交渉が持たれていたなかったために、この間の作業計画策定協議や年末年始の作業計画策定に関する基本項目の協議は、本部と各区が行うと踏み込んだ判断をしてきました。その結果、各区段階での十分な協議期間が確保できずに、かなりの部分で当局に踏み込まれてしまったのも事実です。

具体的な統一交渉項目は、今後の協議となります。今回、統一交渉を行うことを区長会に決断させたことで、交渉のあり方を再度整理したうえで「覚書の締結」という形で確認していくことになります。

闘いの再構築を！

自民党政治が進めてきた構造改革路線の下、「官から民へ」を合言葉に、ありとあらゆる公務公共分野が解体されてきています。利潤

追求を唯一の判断基準とする市場原理主義に委ねることで、本来であれば最優先に考えられなければならない「安全性」という課題が軽んじられ、その結果、耳を疑うような事件や事故が多発し、不正や偽装がまかり通っているのが現状です。

清掃の現場においても、民間委託が進められ、欠員に対しては派遣労働者や臨時職員、非常勤職員で補充がされています。また、工場部門においてもアウトソーシングというやり方で、大都市東京の真ん中に建つ清掃工場が危険にさらされようとしています。

今回、事業関係に関わる統一交渉が復活したことで、これらの課題が全て解決されるというわけではありませんが、統一交渉をひとつの足がかりとして闘いを再構築していく必要があります。

東京23区部の清掃事業の第一線で働く労働者で組織される労働組合として、安全・安心、安定的な清掃事業を守っていくことは、社会的な存在としてのわが組合の意義であり、価値であると言えます。そして、そのことが我々の労働条件を守ることに繋がっていくことに自信と誇りを持って取り組みを進めていかなければなりません。

事業移管から8年が経過し、身分移管から2年が経過しました。これまでの闘いを総括し、今後の闘いを展望する必要があります。6月7日（土）～9日（月）に予定されている組織集会は、これらの議論を中心とする重要な組織集会となります。

残された課題の決着に向けて、中央執行部としても全力を傾注します。引き続き全組合員の結集をお願いします。

東京清掃労組との事業交渉について（案）

平成18年10月以来特別区清掃主管部長会が清掃労組と協議を重ねてきた「協議調整の場」における協議が不調に終わったことを受け、新たに区長会から対応を下命された副区長会としては、特別区の清掃事業の安定的な運営に資するため、下記のとおり対応することとする。

記

- 1 当局と東京清掃労組との間で統一交渉を行う。
 - ・ 統一交渉事項は、次のとおりとする。
「不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取り扱いについて」
 - ・ 統一交渉事項については、当局と東京清掃労組との協議により、変更できるものとする。
- 2 情報提供、意見交換の場を設定する。
 - ・ 定期的に情報提供及び意見交換を行う場を設ける。
 - ・ 情報提供は、特別区清掃リサイクル主管課長会が行う。
- 3 覚書の締結
交渉事項及び交渉の体制等について定めるため、覚書を締結する。
- 4 交渉委任
交渉は、各特別区長から交渉委任を受けて行う。

事業交渉に関する区長会提案に対する判断と今後の取組みについて

2008年 3月 24日

第4回中央委員会

はじめに

区長会が事業については統一交渉を行わないと決めた2005年4月から早3年になろうとしている。事実、この2年間は、派遣期間中の6年間とは異なりまったく統一交渉がない中で、意見交換はおろか、まともな情報提供すらも行われず、組合員には清掃事業を進めるに当たって多大な労苦を掛けってきたと推察する。心からお詫びする。

この3月3日で東京都労働委員会（以下、「都労委」と略す。）に不当労働行為救済申立を行つて丸2年が経過した。最早これ以上の解決の延期は都労委との関係（1事件、最長1年半）からも困難であると判断し、賃金確定闘争の決着の時期を見計らつて団体交渉の席で、それまで協議調整を行つてきた清掃部長会正副会長（以下、「部長会」及び「正副」と略す。）に替わつて副区長会に対応を求ることとした。

昨年11月21日の第8回団体交渉において、各区長から交渉委任を受けている団体交渉委員の責任者でもある副区長会会长からは、「特別区清掃事業の最大の課題であるサーマルリサイクルを円滑に実施していくため、特別区の清掃事業の実態を踏まえ、早期に適切な解決が図られるよう、清掃主管部長会からこの間の状況を聴取した上で、副区長会会长として十分に努力してまいりたい」との考え方方が示された。

この時点では、年内に基本的な合意を成立させ、年明けからは詳細部分についての協議を進め、申立丸2年となる3月3日前には最終的な決着を想定していた。しかし、特区連の賃金確定闘争の決着が長引いたこともあり、副区長会会长の身動きが取れない状態となつたために、当初の想定は大幅に変更せざるを得なくなつた。

結果として、2008年2月の区長会総会において、わが組合との解決に向けた調整を副区長会に下命することが決まり、これまで公式、非公式に協議を続けてきたところである。最終的に3月14日の区長会総会で、区長会としての対応が了承されたことを受け、わが組合は区長会からの提案を受けることとなつた。

1. これまでの主な経過について

- (1) 2005年10月12日、「派遣期間中に適用されてきた『清掃事業の移管に伴う職員派遣期間中の労使関係ルールについての覚書』」については、平成18年3月31日が適用期限となっております。そこで、平成18年度以降の皆さんとの交渉体制に関する新たなルールの構築に向けて協議を行うための場として、……交渉体制に関する協議会の設置」が、団体交渉に相当する清掃交渉体制第1回協議会交渉で提案され、新たな交渉ルールの交渉が開始された。
- (2) 小委員会交渉にあたる清掃交渉体制協議会清掃事業関係部会交渉を、10月26日と12月1日の2回行ったが、協議はまったく進展せず平行線をたどつた。そして、拳銃の果てに12月21日の清掃交渉体制協議会第3回交渉において、区長会は「交渉打ち切り、通告実施」との暴挙に出たのである。年末の忙しい短い期間の中であったが、区長会会长、各区長要請を行い、「協議の継続」を求め続けた。しかし、区長会側からは何らの具体的な対応も示されなかつた。

2月にあらためて文書により回答期限を指定した要請を行った。しかし、これらの本部、支部を挙げての取組みも効は奏さず徒労に帰し、救済を求めて東京都労働委員会に訴えた。これ以後、「平成18年（不）第15号 不当労働行為救済申立事件」として扱われた。

(3) 申立3か月後には、実効確保の措置申立も行った。都労委からは、藤田会長自らの口から出た「事実上の和解勧告」でもある「要望書」が示された。2006年10月以降、わが組合は区長会の設けた「協議調整の場」において部長会正副との対応を続けてきた。2007年6月に都労委は再び「要望」を出したにもかかわらず、部長会はその重みを何ら理解することもなく、協議調整は一向に進展しなかった。10月18日付の「協議調整を区長会から下命されている清掃部長会への申入（提案）」は、部長会への最後の申し入れとなつたが、事実上協議調整の場において労使双方すなわち清掃労組と部長会正副が合意したものだったのである。

(4) この「申入（提案）」は、10月4日と10月18日の協議調整の結果をまとめたもので、「清掃労組からの提案の形のほうが部長会に提案しやすい」との正副の求めに応じて作成したものである。10月26日と11月28日の2回の部長会の議論では、「内容的にはまったく問題がない」としながらも「手続き上に問題がある」との対応となり、申入（提案）は宙に浮く結果となつた。

(5) 一方、遅々として進まない協議調整の状況を受けて、清掃弁護団会議での議論を踏まえて部長会だけではなく、副区長会にも働き掛けを始めるなどを昨年の5月連休明けには判断した。2007年7月30日に副区長会会長である水島豊島区副区長に対して非公式な申入れを行った。このときに同時に並行して21区の副区長にも直接申入れを行った。その結果8月以降、副区長会役員会として部長会に対して「協議の促進」、「踏み込んだ対応」を、部長会に具体的に「指示」することとなつた。しかし、(3) (4) に記したように部長会としては、対応が出来なかつたのである。

(6) 賃金確定闘争真っ最中という状況下、区長会事務局対応を精力的に進めるとともに、副区長会への対応も進めてきた。並行して清掃弁護団会議も開催し、10月2日には副区長会総会要請を行い、7月以降進めてきた副区長会への働き掛けを表に浮上させたのであった。部長会正副との協議調整を続ける中、正式の協議調整の場以外にも部長会会長のみならず副会長への働き掛けも積極的に行ってきた。結果的に部長会の動きが思わしくないため、11月15日には副区長会会長に直接実情を説明し、具体的な対応を要請した。区長会事務局にも働き掛けを行い、閉塞状態の打開に向けてわが組合としては精力を注いできた。これらの諸取組みの上で、最終的に11月21日の第8回団体交渉となつたのである。

(7) 11月21日の第8回団体交渉を踏まえての区長会側の対応を求めてきた。最終的に1月部長会において「これまで13回の協議調整の場を開催してきた。清掃労組は、協議調整の場を紛争解決に向けた協議を行う場と考えており、清掃労組は当初から一貫して統一交渉を求めてきた。部長会としては、区長会が『統一交渉は行わない。各区で交渉する』との範囲内で協議してきた。従って、清掃労組との協議はまとまらなかつた。」との報告を行い、区長会及び副区長会にもその旨報告することが確認されたとのことであった。これらと並行して、主に副区長会会長との擦り合わせを精力的に行ってきた。この擦り合わせの中で、「区長会がこの件を了承する」ことを促進する意味から、最終的に決着はしていないものの申立を取下げる対応も、清掃弁護団とも綿密な打合せのうえで行った。

(8) 2月15日の区長会総会で、部長会から「清掃労組との協議は不調に終わった」との報告が

行われた。しかし、区長会は解決しなければならない課題だとして、あらためてその調整を副区長会に下命したのである。副区長会と清掃労組とが協議を行ってきた結果として、今回の区長会からの提案となったものである。

2. 区長会の提案内容について

- (1) 3月14日の区長会総会了承後の提案は、大きく別けて4項目からなっている。①清掃労組との統一交渉等を行う、②情報提供、意見交換の場を設定、③覚書の締結、④交渉委任、の4点である。
- (2) ①の「清掃労組との統一交渉等を行う」は、統一交渉事項として「不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱いについて」と、「統一交渉事項については、労使の協議により、変更できる」の2点である。
- (3) ②の「情報提供、意見交換の場を設定」も、「定期的に場を設ける」ことと、その任に「清掃主管課長会」が当たる、の2点となっている。
- (4) ③の「覚書の締結」、④の「交渉委任」は、必要な当然の項目として提案されている。
- (5) 提案時の説明は、水島副区長会会長から行われ、次の説明とやり取りがあった。
 - ・ 3月6日の副区長会総会で了承され、先ほど区長会総会でも了承された。
 - ・ 統一交渉事項の変更は、区長会の了承を得て変更し、覚書の改定を行う、が基本であるが、内容により現実的な対応をするので、そのときに相談したい。
 - ・ 覚書は、今後、実務的な作業を行い、清掃課長会、清掃部長会にも説明し、4月の副区長会、区長会に諮り、了承を得たうえで覚書を締結したい。
 - ・ 「定期的」の意味は、課長会と話して決めて欲しいが、あまり期間が空いてしまうのも困る。この点について、清掃労組から申入れがあったと説明の際に伝える。

3. 区長会提案の評価について

- (1) 「統一交渉事項」とされているのは、「不燃ごみ中継所廃止に伴う職員身分取扱い」の1点のみであり、わが組合が都労委要望書で求められた「現実的な対応」に沿って2006年12月にそれまでの統一交渉11事項を大幅に見直したことをも生かされていないことから、極めて不満が残るものである。
- (2) しかも、「不燃ごみ中継所廃止」問題は区長会が新たに出してきた問題であり、それまでの統一交渉とはまったく関係のない項目である。そもそも施設廃止に伴う職員身分の取扱いは、「団体交渉の範囲」として地公労法第7条に「第13条第2項¹ に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。」と規定され、「一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項」、「二 升職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項」、「三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項」、「四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項」とされており、統一か各区分かは別として明確に団体交渉事項だと法文化されている。
- (3) しかし、区長会提案では、同じ項で「統一交渉事項については、……協議により、変更

¹ 「苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。」

2 現行の覚書では、「交渉事項の変更は、労使双方合意の上でなければ、これを行うことはできない。」となっている。特区連の覚書も同様であり、いわゆる「できない」規定である。

できる」としていることから、統一交渉項目を増やすことを区長会は認めており、この点は評価できるものである。²

(4) また、「情報提供、意見交換の場を設定」し、「定期的に」「特別区清掃リサイクル主管課長会」が行うとしていることの意味は、情報提供を含めた統一交渉等が存在しなかつたこの2年間を振り返って見れば極めてはつきりする。これまでの2年間は、「統一交渉がない」ことを唯一の理由として、清掃課長会は何の対応もしなかつたし、極めて消極的な姿勢を取り続けてきた。今回の区長会提案は、区長会として総会で確認したうえで行っていることから、今後は課長会にとってはいわば至上命令と同様とならざるを得ないのである。責任ある対応を求めることが出来ると受け止める。

(5) 「覚書の締結」は、わが組合が地公労法適用組合であり、この事業交渉に関わる紛争が都労委に申立してきた事件であることからも当然といえば当然であるが、しっかりととした「覚書」という名称の「労働協約」を締結することが必要である。

4. 区長会提案に対するわが組合の判断について

(1) 清掃事業従事職員の派遣期間6年間を除いて、特別区における事業について統一交渉を、区長会が認めたことはない。区長会との交渉の大先輩であり、いわば区長会交渉の老舗ともいえる特区連においても、いわゆる勤務条件の統一交渉のみであり、事業について統一交渉は行われていない。

(2) 派遣期間中の人事制度については都制度が適用されていたことから、各区長が清掃事業統一交渉を認めてきた経緯はある。しかし、職員身分が都から各区に移ることに伴い、各任命権者すなわち各区長の下に身分も移ることとなるため、事業に関わる交渉は各区事項との思いが各区には極めて強いものであったようである。

(3) 今回の区長会提案は、3年前の2005年4月に区長会自らが決めたことを覆すものである。すなわち、「清掃事業に関わる交渉は各区で行い、統一しては行わない。」との決定を、区長会は180度転換して統一交渉を行うこととしたものである。換言すれば、都労委申立の事実や、各区段階における区長や清掃部長に対する支部や総支部からの度重なる申入れや要請行動、都労委調査期日の度の地連役員を中心とする傍聴動員、そして都労委の「要望書」、「要望」という事実上の和解勧告により、区長会は自らが決めたことを覆さざるを得なかったのである。³

(4) 区長会が自ら決定したことを清掃労組により180度転換させられたのは、清掃人事制度交渉の際の清掃調整額の取扱いに続いて今回で2度目となる。かつて区長会は労組により決定を覆したことないと聞いていた。2002年4月、2003年度以降の清掃職員採用は区が行うとの都区

³ この時期は、後日、いわゆる「杉並問題」として長い時間を費やして議論を行ってきたその時期のことである。区長会は、前年の2003年12月24日の第2回小委員会交渉で「2004年9月を目指して清掃人事制度を確立する」との約束をしていた。結果的にその約束は果たされず、期日を過ぎた2004年10月1日の清掃職員の勤務条件第1回団体交渉で初めての提案を行った。しかし、この提案では、「調整額は措置せず、特殊勤務手当を措置する」としていたことから「『移管に際して待遇総体の水準低下を招かない』ということが担保されていない」としてわが組合は、「提案は受けられない。遅くとも10月8日までに、新たな提案を」と強く申入れた。この10月8日には定例の区長会役員会が予定されていたことと10月11日の祝日前に再提案をさせることが必要だったため、この日を期限として設定したものであった。その後、紆余曲折があり、10月27日の第2回団交での再提案となった。この再提案に至るまでの間、当時の助役会正副とわが組合とはまさに「食うか食われるかの死闘」を公式、非公式を問わず展開していたのである。都府におけるわが組合の記者会見やそれに伴う記事掲載、10・8区長会役員会での杉並区の対応と区長会正副会长コメント等がそれにあたる。

合意に基づき、「調整額は措置しない」ことを区長会は決めていた。そして、同年9月には「特殊務手当を措置する」ことも決めた。ところが翌2004年10月、わが組合の本部、支部、組合員一体となった「都区合意を守れ！労使合意を守れ！」の闘いを目の当たりにして、これらの決定を区長会は変更したのであった。同月27日に行われた清掃職員の勤務条件第2回団体交渉において「調整額の一部を本給組込みとする」との再提案をせざるを得なかったのである。

(5) 区長会が決定を変更し事業の統一交渉を行うとしたことは、すべての区に清掃職員が存在することを認めたことを意味するものもある。しかし、だからといって清掃事業の直営が守りきれるなどと安い評価をするつもりはない。社会一般の通念として現業合理化の流れは強まるばかりであり、事務部門においてもPFIや指定管理者制度、官民競争入札制度である市場化テスト等を導入する状況にあるのが現実である。民間委託攻撃は今後も各区の交渉では提案されてくると容易に想定される。

(6) しかし、区長会が事業の統一交渉を認めたことは、区は清掃事業の丸投げ委託はしない、少なくとも丸投げ委託はやりにくくなるのは事実だと判断する。また、統一交渉項目を今後増やすことも可能にしているのが、今回の区長会提案である。その意味からも、「清掃事業の丸投げ委託はしない、少なくとも丸投げ委託はやりにくくなる」ことを、更に強固なものとする必要があり、統一交渉項目を増やす等の取組みが求められている。

(7) 本件に関わる都労委の対応は、「明らかな不当労働行為であり、いつでも命令は出せる。」であった。しかし、都労委の判断は「『団交打ち切り、提案通り実施』とした区長会の対応は不当労働行為に当たる。区長会は清掃労組と誠意を持って交渉しろ」との命令を出すことまではできても、「区長会は11項目について清掃労組と統一交渉を行え」との命令までは出せないものであった。

(8) 区長会と新たな交渉ルールの協議を開始して2年半、不当労働行為救済申立から丸2年が経過した。先の見えない見え難い闘いではあったが、これまで支部や総支部、地連と一体となって粘り強く、且つしたたかに闘いぬいてきた。しかし同時に、これ以上和解が長引くことになれば、統一交渉の実質的な必要性にも疑念が生じる可能性もある。

以上のことから、今回の区長会提案については、統一交渉項目に不満はあるが、

1. 区長会決定を覆し統一交渉の実施そのものを認めさせた
2. 今後の取組みで統一交渉項目を増やしていくことができる構造とさせた
3. 今後のわが組合の主体的な闘いで事業執行における統一交渉を磐石なものとして行くことができる展望がある

の3点を踏まえるとともに、清掃弁護団の判断にも基づき総合的に検討した結果、今回の区長会提案を了承し和解することとする。

5. 今後に向けた取組み方針について

和解成立後、労働協約（覚書）を締結することとなるが、わが組合としては事業統一交渉項目を増やすこと等を目的として以下の通り取組むこととする。

- ① 事業統一交渉の労働協約（覚書）は、本部が区長会会長あるいは23区長と締結する。
- ② 事業統一交渉の労働協約（覚書）締結に伴って、各区段階での労働協約（覚書）を改定することが必要となる。
- ③ 各区段階での労働協約（覚書）は、これまでの締結方法を抜本的に改めて締結する。

- ④ 各区段階での労働協約（覚書）は、事業統一交渉項目を除き、本部と支部（または総支部）の代表者（委員長）が連名で2008年4月1日を基本として各区長と締結する。具体的には、別途、中央執行委員会で確認し、締結する。
- ⑤ 2000年4月からの6年間に派遣期間中に清掃事業統一交渉として扱ってきた項目については、「統一交渉項目を増やす」、「清掃事業の一貫性と統一性・一体性を守る」とこと、何よりも区ごとに清掃事業のみならず労働条件がバラバラになることを極力避けるため、この2年間の交渉実績を踏まえるとともに地公労法適用組合の優位性を最大限に活用し、引き続き本部交渉項目として対応することを原則とする。

さいごに

この件に関して触れざるを得ないので記述させていただく。

わが組合の申立は、「平成18年（不）第15号 不当労働行為救済申立事件」として扱われ、この事件には審査委員として公益委員から藤田耕三さんが、労働者委員から水谷研二さん、使用者委員から中村厚さんの両名が参与委員として担当された。参与委員の2名は、中野事件、杉並事件も担当された方々でもある。

藤田委員は東京都労働委員会会長であり、水谷委員は連合東京の役員である。水谷さんには清掃弁護団会議にも参加いただき、2005年の区長会との交渉ルールの交渉当時から一方ならぬご協力、ご助言をいただいた。また、多くのご心配をお掛けし続けてきた。また、藤田会長には、「協議調整の場」がいつまでもまとまらないことから多くのご心配、ご迷惑をお掛けしたことと思う。使用者委員である中村さんにも、立場が違う中でいろいろお骨折りをいただいたと聞いている。

清掃弁護団会議の鎌形寛之団長（自治労中央本部顧問弁護士）には、まさに余人に代え難い豊富な経験と知識を活用させていただき、大いに助けられた。西畠正主任弁護人（西東京共同法律事務所弁護士）や日隅一雄弁護士（東京共同法律事務所所属）、岡垣豊弁護士（西東京共同法律事務所所属）には、事務的な作業を含めた本件に関わる全ての対応、そのうえに区長会という訳の分からぬ使用者（決して区長個人を指しているのではなく、「区長会」という組織を指してのことである）や区長会側代理人の対応などを理由とする大変な苦労、心配を掛けたと痛感している。

また、都労委闘争勝利に向けて設置した都労委闘争委員会には、地連役員の皆さんにも構成員になっていただいた。結果的に会議を開催することにはならなかったものの、今後に予想される様々な闘いに向けての教訓としていきたい。地連役員だけではなく都労委傍聴に駆けつけてくれた組合員など、多くの方々に心より感謝したい。

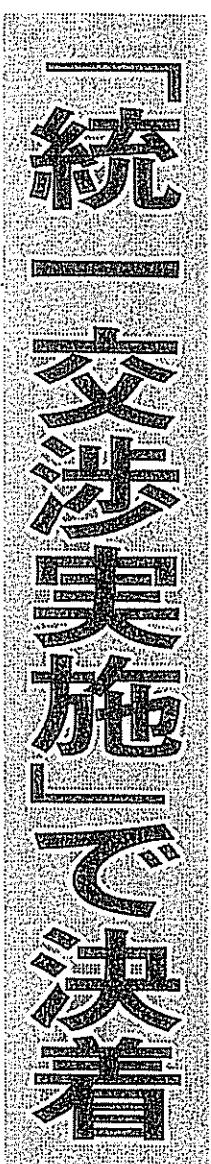
さいごの最後になるが、申立の相手方であるとはいえ、副区長会会長をはじめとした各副区長の方々や区長会事務局及び実務を担った事務方を勤めた多くの方々にも大変お世話になった。ここに敬意を表します。

以上

掃清区別事業関連交渉

中継所廃止に伴う
身分の取り扱い

交渉事項は1項目のみ



清掃事業にかかる統一交渉を行はず、各区交渉とした区長会の対応は不当などとして、東京清掃労組が統一交渉を行うよう求めた問題で、区長会はこれまでの考え方を転換し、清掃労組と統一交渉することを決めた。交渉事項は、「不燃じみ中継所廃止に伴う職員の身分取り扱い」の1項目で、必要があれば交渉事項を増やすこともできるとした。清掃労組も同案を受け入れる考えで、今後は交渉体制や実

務面の調整・検討を進め、区長会で了承後、労使で覚書を締結する。統一交渉の可否をめぐる労使交渉が決裂後、2年以上にわたり争われてきた問題は、一定の決着を迎えることとなった。

清掃職員の派遣期間時間には、年間作業日など計11項目を統一交渉で決めたが、今後の交渉事項は「不燃じみ中継所廃止に伴う職員の身分取り扱い」の1項目となりた。特別区清掃リサイクル主管課長会が情報提供を行い、交渉項目となつた不燃じみの中継所は、各区で交渉項目となつた不燃じみの中継所は、各区分に移管された2000年4月から、職員の身分が完全に切り替わる05年度末までの間、年間作業

項目を変更である。交渉事項と交渉体制について覚書を締結し、各区長から交渉委任を受ける。また、統一交渉に加え、定期的に情報提供や意見交換を行う場を設けることとし、特別区清掃リサイクル主管課長会が

今年度から本格実施となるサーマルリサイクルにより、不燃じみの量が実施前の3割程度まで削減される見通しであるため6カ所を08年度末から段階的に廃止することが決まっている。統一交渉でまつてある。統一交渉で重く受け止めた。今後は、情報提供や意見交換の場で明らかになつた課題等についても、交渉項目に加えていきたいと考えだ。

この交渉案に対し、清掃労組は24日に中央委員会を開催し、了承することを確認した。

清掃事業にかかる区長会と清掃労組の統一交渉は、清掃事業が都から向こうに捉えた清掃労組が都労委への申し立てを取り下げなど、お互いに歩み寄りを見せ、今月14日の区長会総会で今回の対応が了承された。

新たな統一交渉項目を提案し、年間作業日やサーマルリサイクル実施に開わるものなど、4項目に絞る考え方を示していった。しかし、今回示された交渉項目はわずか1項目のみで、要求とかけ離れたものだが、「区長会が決定を覆し、統一交渉そのものを認めさせた」(大島誠書記)という点

に向け、都労委が協議調整の場を設けるなどの対応を求めたのに対し、清掃部長会を窓口とした協議の場が設けられたが、進展は見られなかつた。

この状況を開拓するため、2月15日の区長会総会で窓口を副区長会とすることが了承。これを前に向こうに捉えた清掃労組が都労委への申し立てを取り下げなど、お互いに歩み寄りを見せ、今月14日の区長会総会で今回の対応が了承された。